

令和5年7月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和5年7月13日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	古 谷 久 乃
教育総務部総務課長	加 藤 博 昭
教育総務部教育政策課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	柿 原 美 奈
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	川 上 誠
学校教育部教育指導課長	鈴 木 史 洋
学校教育部支援教育課長	小 谷 亜 弓
学校教育部保健体育課長	小 田 耕 生
学校教育部学校食育課長	高 橋 大 歩
学校教育部教育情報担当課長	矢 本 智 子
中央図書館長	山 田 智 子
博物館運営課長	北 山 剛 子
教育研究所長	梅 谷 尚 子

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。
  
- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、6月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧くださいと思います。

議会関係につきましては、6月定例議会本会議が6月23日をもって終了いたしました。最終日に追加の人事案件という形で、私の再任についての同意案件を上げさせていただきました。8月1日からの再任についてご同意をいただいているところです。

教育委員会の行事関係のところでは、6月30日に国指定史跡の東京湾要塞跡整備委員会を開催いたしました。主な趣旨としましては、やはり猿島施設の劣化が激しいということがありましたので、今後、これらの整備をどういうふうに保っていくかということ。また、一部崩れた部分が出ていますので、早急にこれらの改修をしていく方法が今考えられているところになっています。

学校関係の行事としては、6月27、28日に芸術劇場におきまして芸術鑑賞会を開催させていただきました。昨年に引き続き、シティサポートよこすかと芸術振興財団からの寄附を頂きまして、開催経費の一部を補填している形になっています。

また、コロナの期間については、鑑賞者自身も声を上げたりということができなかったのですが、今年度からは声をそろえて校歌を高らかに歌う、市歌を高らかに歌っていただけるという場面がございました。やはり子どもたちに市歌を覚えていただくことと、それを発表するというのでしょうか、皆で歌い上げるという場所として大変有意義な場所だったなと思っているところです。

私からは以上です。

(質問なし)

- 教育長 報告事項を聴取することを宣言

## 報告事項（１）『令和４年度 学校運営協議会の取組状況について』

（教育指導課長）

令和４年度学校運営協議会の取組状況について報告いたします。

学校運営協議会は、学校から推薦された地域住民や保護者等が委員となり、学校と目標を共有し、児童・生徒の教育活動や健全育成について協議することを目的に設置される機関です。

本市では、学校が地域の中の学校であり続けること、地域と共につくる学校、地域に愛される学校、地域を愛する子どもを育む学校を目標に掲げ、学校、保護者、地域住民が一体となって地域と学校の協働活動を充実させ、地域コミュニティーを醸成し、未来の地域づくりを担う子どもを育む学校応援団となることを目指し、令和４年度から全ての学校に設置し、その活動をスタートしました。

では、昨年度の主な取組状況を説明いたします。資料をご覧ください。

初めに１、設置状況についてです。令和３年度の準備の段階で、学校や地域の実態等を踏まえ、同じ中学校区内で小・中合同で協議会を設置するか、学校ごと単独で設置するかを検討してもらいました。結果、５つの中学校区において小・中合同で設置することとなり、全市立学校72校において66の協議会が設定されています。

次に２、委員の状況をご覧ください。令和４年度は、439名の方に委員をお願いいたしましたが、その内訳は、地域住民の方が44%と最も多く、次いで保護者が17%でした。その他の詳細は資料のとおりです。

次に３、協議会の開催状況についてです。令和４年度中の平均開催回数は、資料のとおりです。中学校においては、通常の協議会の開催に加えて、授業参観や体育祭、合唱コンクールなどの学校行事の開催に合わせ、委員を招いてその様子をご参観いただくとともに、協議会を開催した学校が多かったため、平均回数が多くなっています。

また、学校職員を交えた拡大学校運営協議会や中学校区内での合同学校運営協議会の実施など、開催の方法にも学校や地域の実態に応じた工夫が見られました。

最後に４、主な協議内容や協議から広がった活動についてです。全ての協議会において、学校教育目標や学校運営の基本方針等を委員と共有した上で、様々な学校運営上の課題について協議を行ったことが分かりました。協議の内容については、それぞれの実態により様々ですが、コロナ禍で停滞していた学校行事の再開に関する事、通学路の安全確保に関する事、校外学習における地域との連携に関する事などが多かったようです。

また、協議を受けて学校の教育活動に反映させたり、学校と地域の協働活動な

どに発展させたりすることができた例も見受けられました。

今年度は設置2年目となりますが、引き続き取組状況を把握しながら、各学校運営協議会が充実・発展できるよう支援してまいります。

(荒川委員)

では、私のほうから幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、設置状況の中で、中学校区で一緒になった学校が5つあるということなのですが、ほかのところは1小・1中なのですが、常葉中学校においては、小学校2校と中学校なのですが、そこは3校で行っているのかというところ。それから、合同で設置することになったいきさつについては、今ご説明いただいたのですが、合同で設置することになったところの、そういった経緯といいますか、それからまた合同で行うことにはならなかったところなどは、それぞれのどのような理由というか、そういうことももし分かるのであれば、教えていただきたいなというふうに思っています。

それから、今後また、拡大やそれから合同で行っているところもあるように今お聞きしましたが、今後、それは拡大するような、広がるような傾向にあるのかというようなことも併せてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

複数校での合同の設置についてですが、ご指摘のとおり、常葉中のみ2小と1中の3校の合同となっています。これについては、これまでも小中一貫の取組の中で、共同で研究活動をしてきたというふうな経緯等がありまして、合同で設置することに結論としていかれたというふうに聞いております。

それから、合同で設置するか、単独であるかというふうな結論に至るまでの経緯ということでは、それぞれの学校における運営上の課題について熟議していただくというのが大きな目的ですので、小と中で課題が異なるというふうな場合は、別々に設置をするべきだというふうな話になるでしょうし、合わせて行っていったほうが効果的だという場合には合同でと、主にそんな話合いの流れで設置の形を決定したというふうに伺っています。

(荒川委員)

今後、合同で設置されるような状況というのは、広がる可能性というか、今のところまだ分からないですか。

(教育指導課長)

失礼いたしました。先ほど報告の中でお話ししましたとおり、年間通じて合同ではなく、場面によって一緒に開催しましょうというふうな取り組みをしているところも複数あるというふうに報告を受けていますが、その合同で開催したことで委員の皆さんがどう感じられるかというふうなこともあると思うのですが、非常に効果的だというふうなことであれば、その頻度も増えていくでしょうし、設置そのものを合同の形にというふうな決断をされる場合はあるかなというふうに思います。というふうに考えますと、拡大していく可能性は十分あるというふうに認識をしています。

(荒川委員)

ありがとうございます。

(澤田委員)

単独で設置している学校で、小学校、中学校と同じ地域になりますが、。小・中と委員を併任している方は、いらっしゃるのでしょうか。お分かりになるのであれば教えていただければと思います。

(学校教育部長)

確かに合同で開催している学校も、5ブロック以外の単独で設置している学校についても、委員が重なっているケースはあります。詳細の数字や率は分かりませんが、これまでの学校評議員の流れの中でも、例えばAブロックのA中学校のブロック内の小学校でそれぞれの学校評議員を兼ねていたというケースもありますので、そういった方たちが委員として重なっている可能性は大いにあります。

(元木委員)

4番の協議から広がった活動ですが、こちら非常によい活動になっているかと思うのですが、設置1年目ということになりますので、うまく機能している協議会もあれば、うまくいっていない協議会もあるかと思えます。そういったうまくいっていない協議会から出た課題等がもしあれば教えていただきたいと思えます。

(学校教育部長)

やはり、66の単独の学校、それから合同で開催している5つの学校においては、委員ご指摘ありましたように、それぞれの成果と課題があります。会議を4回行

ってはいるのだけれども、表面的な協議だけで終わって、実体の活動につながらなかったというケースとか、それから、学校評議員会の延長ではないのですが、学校運営協議会はあくまでも合議体なのですからけれども、それぞれの方のご意見を校長が聞くにとどまってしまったケースというような報告もあるので、そのあたりは私たちも適切な助言を通して学校運営協議会の趣旨に沿った活動に今つなげているところです。

(川邊委員)

1年目でしかもちょうどコロナに入っていた時期で、かなり集まることすら難しいというか。逆に、コロナの問題があったからこそ、子どもたちも  
と思うので、その辺の兼ね合いといいますか、非常に難しかったと思うのですが、コロナの問題が少なくなって、今後はもっと具体的ないろいろな報告ができると思うので、今後の方向というかを期待しております。

(新倉教育長)

何か具体的に取り組む5年度の話というのがあればお願いいたします。

(教育指導課長)

先ほど、開催の回数のところでは中学校の例をお話しをしたのですが、委員の方を学校行事に招いてご参加いただいた後、そのまま協議会というふうな形が、なかなかコロナ禍の中ではそういったことまで踏み込んで実施できる学校がこれまで少なかった、制限をされてしまったというふうなことがありました。  
すみません、こちらとして特に取り組むことということではないのですが、今後はそういった例が小学校などでも増えてきて、それに伴って活動もさらに充実していくことを期待しているところです。

## 報告事項（2）『市立特別支援学校の校名について』

(支援教育課長)

報告事項2、市立特別支援学校の校名についてご説明申し上げます。

この報告については、特別支援学校の校名変更に関する神奈川県や全国の動向を踏まえ、市立特別支援学校2校の校名について検討したことをご報告するものです。

最初に、1ページをご覧ください。

まず、これまでの経緯についてです。平成19年4月の学校教育法一部改正によ

り、「盲学校、聾学校及び養護学校」が「特別支援学校」として位置づけられましたが、盲学校、聾学校または養護学校を特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、これまでの名称を使用することも可能であるとされており、当時、横須賀市教育委員会は所管する2校の特別支援学校について、横須賀市立ろう学校、横須賀市立養護学校という校名のまま変更しないこととし、現在に至っています。

次に、神奈川県立特別支援学校の校名変更についてです。

3ページの参考資料をご覧ください。

令和4年まで、神奈川県教育委員会は新設する学校以外の特別支援学校の名称が養護学校等のままとしていましたが、令和5年4月に、校名に養護学校を使用していた県立特別支援学校の校名を、資料にあるように支援学校に変更しました。なお、県立平塚盲学校と県立平塚ろう学校の2校については、特定の障害種別に対応した教育を専ら行う学校として、今回校名が変更されず、現在の名称を継続していくとのことでした。

次に、市立特別支援学校の状況についてです。

資料の1ページに戻ります。

市立ろう学校では、保護者や教職員から校名変更について特段の意見は出されておらず、学校としては、ろう学校という校名について強い思いがあります。

市立養護学校では、保護者や教員等から校名についての意見は出ていませんが、先日PTAで話題にした中で、養護学校という校名に愛着があるという声が上がったと聞いています。また、児童・生徒が親しんでいる校歌の歌詞に校名が入っており、小・中学部のみで肢体不自由教育部門単独設置校の学校であり、神奈川県立特別支援学校には同様の形態の学校はないという状況です。

2ページをご覧ください。

次に、養護学校という校名を使用している他の自治体の動向についてです。

まず、神奈川県内の動向です。県内には市立の特別支援学校として、横須賀市立養護学校のほかに藤沢市立白浜養護学校がありますが、藤沢市では変更の必要性について検討していくという段階であると伺っています。私立では、聖坂養護学校がありましたが、本年度から聖坂支援学校に変更となっています。

県外の全国的な動向については、表にお示ししたとおり、現在も養護学校を使用しており、変更予定のない自治体が複数あります。

このような状況を踏まえ、本市としては、ろう学校については校名からその支援対象者が明確になっていること、養護学校については、本市唯一の肢体不自由児童・生徒の教育を行う学校として、市民に対して支援内容が分かりやすいことから、両校ともに現在の校名を継続して使用していきたいと考えています。

この件について、6月29日に開催しました横須賀市支援教育推進委員会の中

で報告したところ、委員の方からは学校に在籍している方のニーズや世の中の状況を捉えながら対応する必要性があることなどのご意見をいただきましたので、今後も児童・生徒や保護者のニーズの把握に努め、全国的な動向についても注視してまいります。

以上で、市立特別支援学校の校名についての報告を終わります。

(新倉教育長)

私のほうから、では1点だけ。そもそも平成19年という15年ぐらい前に法律が制定されていたものが、急にこの段階で校名を変えようという動きになったというのは、養護という言葉に何らかの問題があるだとかということの指摘が出てきたからなのですか。

(支援教育課長)

それは、神奈川県動きの内容ということでよろしいでしょうか。

(新倉教育長)

まあそうですね。

(支援教育課長)

神奈川県の方では、養護ということについて問題がというよりも、特別支援学校としての内容や支援機能の一層の充実が求められていることを踏まえて検討していったということで、その中で特別支援学校の役割が先端的機能等も含めながら共生社会の実現に資するための役割が広がってきていること、それから、新しい学校が支援学校ということで設立をしていったので、県立学校としての統一感も求められているということも検討しながら、今回変更に至ったというふうに聞いています。

(新倉教育長)

澤田委員に伺いたいのですが、全般的な養護学校だとかという言葉というのを使わないようにしていこうという、そういう何か動きがあると考えていいのですか。

(澤田委員)

全国的に見て、「養護」という言葉を使用しないという動きがあるわけではありません。しかし、例えば、今「自立活動」と言われているものは、以前は「養護・訓練」と言われました。「養護・訓練」から「自立活動」に名称を変更する

とき、「訓練」という部分については、何か強制的にやらなくてはいけないというイメージからの変更を、また、「養護」の言葉については、「自ら主体的に、自立していく」という意味合いから変わったという経緯があります。

校名については、「盲学校」「聾学校」「養護学校」が残っているところがあります。平成19年の法改正で、特殊教育から特別支援教育に変わりました。複数障害種を受け入れ可能な学校になっていきました。

いち早く特別支援学校になったところというのは、それぞれの学校に複数障害種の部門を置いたり、知的と肢体を併置したり等がありました。例えば、神奈川県内では、「相模原中央支援学校」は、当初から複数障害種を受け入れる学校となっています。

特定の障害種に対応した教育を専ら行う学校については、これまでの名称を使用してもよいことになっています。盲学校、聾学校について言えば、それぞれ伝統があって、「盲」という漢字がどうなのか、「聾」という漢字がどうなのかというところがあるにしても、卒業生の意見や関係団体の意見等からも変更をしない学校もあります。聾学校の名称も平仮名表記で「ろう学校」としている学校と漢字表記のところもあります。ただ、校名ではなく、一般的な表記としては、特別支援学校（視覚障害）、特別支援学校（聴覚障害）という表記を使うようになっていきます。

（新倉教育長）

ありがとうございます。もう一点、今回のご説明の中にありましたけれども、ろう学校の校名については強い思いがあるという表現になっているのですが、ここをもう少し具体的にご説明いただけないでしょうか。

（支援教育課長）

ここについては、ろう学校の中で行っていた聾教育という中身について、やはりこれまで、先ほども澤田委員のほうからも言われた、早くから聾教育を行ってきた歴史、それから聾者の方たちがこれまで築き上げてきた手話等の文化等をすごく、何でしょう、重きを置きながら、卒業生を含めて聾という言葉に強い思いがあります。そういったところでは、ここを聴覚特別支援学校としている学校もありますけれども、横須賀市立ろう学校については、古くからの歴史があり、ヘレン・ケラーも来た学校であるということも踏まえながら、聾という言葉に聾者の方たちが強い思いと誇りを持っているということで、学校としてもその思いを受けて、この聾という言葉、ろう学校という名前はぜひ残していただきたいというふうに学校長から伺っています。

(新倉教育長)

分かりました。あと、その下の養護学校のところで、校歌の歌詞に校名が入っているとあるではないですか。県立の学校の場合ってどうしてしまったのですか。何か情報ありますか。

(支援教育課長)

私の経験の中で数校ですけれども、校歌の中に何々養護学校と入っている学校がもしかしたら少なめなのかなというふうな思いがあります。今回、校歌を変更したということは聞いていませんけれども、横須賀市立養護学校については、子どもたちが9年間行事のたびに歌う校歌として、私も在籍をしていましたので、本当にその横須賀市立養護学校という校歌の歌詞の中をしっかりと歌っているので、これを変更するとなると少し時間がかかるかなという思いはありました。

(新倉教育長)

これは私の単純な疑問というか、こうやって教育委員会が勝手にと言ってはおかしいのですけれども、学校名変えましょうといったときに、ではその校歌がとかと次に出てきたときに、では併せて校歌も変えてねという部分が判断材料にやはり載ってこなくてはいけなくなってしまうのかなと思って、その意味で、参考で神奈川県各学校が特別支援学校というふうに名称が変わったときに、そうすると校歌も変えているのかなという単純な疑問になってしまったので、すみません、これは私の単純な疑問への意見でした。

今回のこの報告につきましては、実質的な教育委員会の議案という形にはまだなり得ない部分があったのですけれども、現行名称でいくということの事務局の案につきましては、この場でのご了承というのでしょうか、報告を了とするという形でお受け取りいただければと思っております。その点だけご確認させていただきます。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

令和5年7月13日（木） 午前10時02分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡